

## 豊見城市議会における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

令和2年4月24日決定

令和2年6月2日改定

令和2年8月6日改定

議 会 運 営 員 会

本市議会においては、新型コロナウイルス感染者の増加傾向にあった当面の間において、感染予防のための対策を講じてきたところである。

そのような中、感染者数が減少に転じたのち、再度の感染拡大が生じ本県においても緊急事態宣言が再発令されたところであるが、本市議会議員に罹患者及び濃厚接触者が発生することとなった。

これらを踏まえ、ますます他人事ではすまされない状況を自覚し、市議会一丸となって気を引き締めるとともに、引き続き感染予防のための措置を継続することについて、次の通り申し合わせる。

### 1. 議会運営に使用する各室換気について

議会運営に必要な本会議場、委員会室、議会会議室、会派室、議会事務局執務室等（以下「本会議場等」という。）について、大人数が長時間使用する場合は適宜、窓を開けること等による換気を徹底すること。

### 2. 手指衛生の徹底について

本会議場等へ入場する議員、職員、傍聴者等全ての者は、入場前に、アレルギーがある場合等の特別な事情がある場合を除き、消毒液による手指消毒を行うこと。

### 3. マスクの着用について

本会議場等に入場する議員、職員、傍聴者等全ての者は、マスクを着用すること。マスクは、各自で調達すること。

### 4. 健康管理の徹底について

本会議場等に入場する議員、職員、傍聴者等全ての者は、自らの責任において健康管理を徹底し、次に掲げる症状がある場合には、議会事務局長へ申し出るこ

と。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状、味覚や嗅覚に異常がある等の場合
- ② 重症化しやすい高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③ 上記以外の方で発熱や咳等比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

## 5. 本会議及び委員会等の傍聴について

本会議及び委員会等の傍聴については、インターネット議会中継の活用を促す等により、極力ご遠慮願うこととすること。

なお、どうしても傍聴を希望する場合は、議会事務局職員の立会いの下、本申し合わせ事項の確認を行うとともに、住所・氏名その他、緊急連絡先を記入の上傍聴を認める（報道関係者除く）こととするが、傍聴席においては、私語を控え、密集による感染リスクの軽減を図るため、適度な間隔をとるための制限を実施すること。

## 6. 本会議及び常任委員会等の運営について

本会議及び各種常任委員会においては、私語を控え、議長・委員長からの発言を許可された場合において発言することを再確認すること。

なお、答弁者、説明員においては、必要最小限の出席を求めることとすること。

また、発言機会の多い本会議場の「議長席」、「演台」及び「答弁台」には、クリアパーテーションを設置すること。

## 7. 行動計画（フロー図）

豊見城市議会議員において、新型コロナウイルス感染症の罹患や、その疑いが生じた場合（PCR検査を受検した場合含む）においては、別紙行動計画フロー図に基づき速やかな処置をとることとする。

## 8. 公表

豊見城市議会議員が新型コロナウイルス感染者として診断（認定）を受けた場合、当該議員の人権尊重・個人情報保護に配慮する必要があることから、実名の

公表は差し控えることとし、公表内容は次に示す【例 1】のとおり行う。

【例 1】

○日、本市議会議員 1 名が新型コロナウイルスに感染していることが判明いたしました。当該議員は、○月○日○曜日に発熱し、○日○曜日医療機関を受診、○日○曜日に○○検査を行い、○日陽性と診断されました。なお、本市議会では、○日以降、当該議員が出席する会議は、ございません。

ただし、感染者として診断（認定）され、かつ当該議員が疑症状を呈した日から 2 日前より隔離開始までの期間に議会等開催事実がある場合においては、公表を【例 2】のとおり行うとともに、保健所への情報提供に基づく指導を基本とし、傍聴者等への感染のリスクが生じた場合は、濃厚接触者、又は接触者の如何に関わらず傍聴人受付簿に基づき、直接傍聴者本人に対し周知を行う。

【例 2】

①傍聴人等が濃厚接触者とならない場合

本市議会では、○日に一般傍聴人を含む議会（等）が開催されたところではありますが、保健所判定において、傍聴人は濃厚接触者に該当しないと判定（認定）されましたが、引き続き健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は、お控えください。

②傍聴人等が濃厚接触者となる場合

本市議会では、○日に一般傍聴人を含む議会（等）が開催されたところではありますが、保健所判定において、傍聴人は濃厚接触者に該当する判定（認定）がなされました。つきましては、保健所の実施する積極的疫学調査に協力するため傍聴人受付名簿の提供を致します。なお、今後は、感染拡大未然防止のため、保健所の指示に従って頂きますようお願いいたします。

## 9. その他

当面、この申し合わせ事項により感染症対策を推進するものとし、急を要する事項、軽微な変更等については、議会運営委員長と議長において協議の上、改定可能とする。

行動計画フロー図

あれ？  
と思ったら！

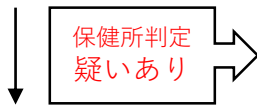
風邪の症状、高熱等の強い症状、倦怠感、呼吸困難  
(高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患、透析、免疫抑制剤や抗がん剤を利用する場合等重症化しやすい方は比較的軽い症状)



さあ！  
どうしよう？

かかりつけ医又は保健所等の一般相談（電話相談）  
(沖縄県南部保健所新型コロナウイルス感染症相談窓口 (098-866-2129))  
※別添 新型コロナウイルス感染症FAX相談票（沖縄県）を必要に応じ活用

次は！  
報告先は？



**議会事務局へ報告→全議員への情報提供**  
(必要に応じ、次の内容報告を求める場合があります)  
疑症状を呈した日から2日前に15分以上接触のあった議員活動に関係する議員・職員等の職氏名、参加会合の報告

保健所・医療機関の指示により受診・PCR検査

振り返り！  
行動履歴は？



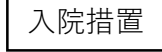
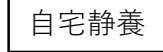
**議会事務局へ報告**  
本人と連絡が取れる状態を保持するための連携構築

結果判明！  
陽性・陰性？



**議会事務局へ報告**  
公表判断

復帰に向けて！  
静養？治療？



(回復確認)



※濃厚接触者として指定され、2週間の自宅待機を要請された場合、議会事務局に報告すること。

# 新型コロナウイルス感染症 F A X 相談票 (沖縄県)

(FAX 番号 098-866-2241) (電話でのご相談が難しい方)

送信年月日	令和 2 年 月 日		
(フリガナ) 氏 名	性 別	男 ・ 女	
	生年月日	T S H	年 月 日 ( 歳)
住 所	沖縄県 市・町・村		
	FAX 番号	— —	
(関係者連絡先) 家族や知人等へ電話による回答を希望される場合は、下記もご記入下さい			
氏 名		本人との関係	
電話番号	— —	住 所	県 市・町・村

※必要なところにチェック(☑)と記入をお願いします。

- 37.5℃以上の発熱がありますか？  はい  いいえ  
 →いつからですか？ 月 日頃から  
 →現在の体温( °C)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)はありますか？  はい  いいえ  
 →いつからですか？ 月 日頃から
- ほかに症状がありますか？  はい  いいえ  
 →症状 ( )  
 →いつからですか？ 月 日頃から
- 上記の症状出現後、受診しましたか？  はい  いいえ  
 →受診した日 月 日  
 →医療機関名( )  
 →どのような説明を受けましたか？( )
- 以下に当てはまる病気等がありますか？  はい  いいえ  
 ( )糖尿病 ( )心不全 ( )呼吸器疾患 ( )透析を受けている  
 ( )免疫抑制剤や抗がん剤の使用 ( )妊娠中
- 過去14日以内に、感染した人や感染した疑いがある人と接触したことがありますか？  ある  ない
- 過去14日以内に海外に行ったことがある又は行った人と接触したことがありますか？  ある  ない  
 →国・地域名( )  
 →期間( 月 日 ~ 月 日)
- 他に気になることや相談したいことがあれば書いてください。

【事務処理欄】 対応日時 ( ) 対応者 ( )